

北九州市告示第 5 1 6 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 5 2 条第 7 項第 1 号の規定に基づき第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域のうち都市計画審議会の議を経て指定する区域又は商業地域のうち都市計画審議会の議を経て指定する区域を次のように指定し、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 0 日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州都市計画において第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び商業地域に定められた区域